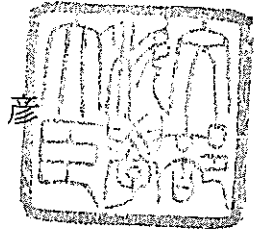




30受文科高第1977号
平成31年3月29日

国立大学法人東京大学 殿

文部科学大臣
柴山 昌



国立大学法人東京大学の中期目標を達成するための計画（中期計画）の変更の認可について

平成31年3月26日付け東大経経第47号をもって、認可申請のあった標記の件については、申請のとおり認可します。

国立大学法人東京大学の中期計画新旧対照表

現 行	変 更 案	変更理由
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 (略)</p> <p>①-2 共同利用・共同研究拠点においては、大学の枠を超えて国内外の研究者の知を結集するとともに、研究情報を国内外に提供あるいは発信し、当該分野の学術研究を効率的・効果的に推進する。さらに、共同研究の成果や活動のアウトリーチを強化し、研究の社会への発信や国際研究交流を促進する。【24】</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 (略)</p> <p>①-2 <u>国際共同利用・共同研究拠点及び共同利用</u>・共同研究拠点においては、大学の枠を超えて国内外の研究者の知を結集するとともに、研究情報を国内外に提供あるいは発信し、当該分野の学術研究を効率的・効果的に推進する。さらに、共同研究の成果や活動のアウトリーチを強化し、研究の社会への発信や国際研究交流を促進する。【24】</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>国際共同利用・共同研究拠点に認定されたため。</p>

<p>5 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 から ①-4 (略)</p> <p>①-5 医科学研究所附属病院は、時代の要請に応じ、新規予防・治療法開発に向けて橋渡し研究・早期臨床試験の拡充と人材育成を推進し、国立大学共同利用・共同研究拠点研究所附属のユニークなプロジェクト病院として、学内・学外の先端医療開発の支援にも取り組む。【49】</p> <p>(3) (略)</p> <p>II から VII (略)</p> <p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>1. 重要な財産を譲渡する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学院農学生命科学研究科附属緑地植物実験所の土地の全部（千葉県千葉市花見川区畑町1487-1外 47,139.17㎡）を譲渡する。 検見川第二職員宿舎の隣接地（千葉県千葉市花見川区浪花町1010外 6,673.92㎡）を譲渡する。 白金学寮の土地の全部（東京都港区白金四丁目464-1外 2,453.55㎡）を譲渡する。 大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センターの土 	<p>5 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 から ①-4 (略)</p> <p>①-5 医科学研究所附属病院は、時代の要請に応じ、新規予防・治療法開発に向けて橋渡し研究・早期臨床試験の拡充と人材育成を推進し、国立大学国際共同利用・共同研究拠点研究所附属のユニークなプロジェクト病院として、学内・学外の先端医療開発の支援にも取り組む。【49】</p> <p>(3) (略)</p> <p>II から VII (略)</p> <p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>1. 重要な財産を譲渡する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学院農学生命科学研究科附属緑地植物実験所の土地の全部（千葉県千葉市花見川区畑町1487-1外 47,139.17㎡）を譲渡する。 検見川第二職員宿舎の隣接地（千葉県千葉市花見川区浪花町1010外 6,673.92㎡）を譲渡する。 白金学寮の土地の全部（東京都港区白金四丁目464-1外 2,453.55㎡）を譲渡する。 大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センターの土 	<p>国際共同利用・共同研究拠点に認定されたため。</p>
--	--	-------------------------------

<p>地の一部（岩手県上閉伊郡大槌町赤浜二丁目106-10 9,552.97㎡）を譲渡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市西達布 6,316.91㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市6811-1地先 415.66㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市6812-1地先 973.97㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市西達布 317.20㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市12032 1,932.69㎡）を譲渡する。 ・ 野尻寮跡地の土地の全部（長野県上水内郡信濃町大字野尻海端365外 2,725.46㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市字東山4176-1地先 1,650.45㎡）を譲渡する。 ・ 柏キャンパスの土地の一部（千葉県柏市柏の葉五丁目1-122 603.67㎡）を譲渡する。 ・ 地震研究所広島地震観測所アンテナ施設跡地（広島県広島市安佐北区落合七丁目1408外 603.48㎡）を譲渡する。 	<p>地の一部（岩手県上閉伊郡大槌町赤浜二丁目106-10 9,552.97㎡）を譲渡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市西達布 6,316.91㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市6811-1地先 415.66㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市6812-1地先 973.97㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市西達布 317.20㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市12032 1,932.69㎡）を譲渡する。 ・ 野尻寮跡地の土地の全部（長野県上水内郡信濃町大字野尻海端365外 2,725.46㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市字東山4176-1地先 1,650.45㎡）を譲渡する。 ・ 柏キャンパスの土地の一部（千葉県柏市柏の葉五丁目1-122 603.67㎡）を譲渡する。 ・ 地震研究所広島地震観測所アンテナ施設跡地（広島県広島市安佐北区落合七丁目1408外 603.48㎡）を譲渡する。 	
--	--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 駒場第二職員宿舎の土地の一部（東京都目黒区駒場三丁目865-6の一部 約60㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市11663地先外 74.62㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構の土地の一部（東京都西東京市北原町三丁目2667番 外 3,475.60㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林田無演習林の土地の一部（東京都西東京市緑町一丁目2558番2 外 1,919.40㎡）を譲渡する。 <p style="text-align: center;">以下略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駒場第二職員宿舎の土地の一部（東京都目黒区駒場三丁目865-6の一部 60㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市11663地先外 74.62㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構の土地の一部（東京都西東京市北原町三丁目2667番 外 3,475.60㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林田無演習林の土地の一部（東京都西東京市緑町一丁目2558番2 外 1,919.40㎡）を譲渡する。 ・ <u>大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市7279-1地先外 7,881.40㎡）を譲渡する。</u> ・ <u>大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市2564-8地先164.01㎡）を譲渡する。</u> ・ <u>大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所の土地の一部（愛知県犬山市大字今井字成沢91-12 1,913.14㎡）を譲渡する。</u> <p style="text-align: center;">以下略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道からの河岸の浸食防止を目的とする護岸工事および管理を行うための用地の譲渡要望に応じるため。 ・ 北海道からの道路用地としての譲渡要望に応じるため。 ・ 愛知県からの土砂災害対策として砂防堰堤工事および管理を行うための用地の譲渡要望に応じるため。
--	---	---